

山口市スポーツ少年団活動支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市内のスポーツ少年団単位団におけるスポーツを通じた青少年健全育成活動の充実を図るため交付する山口市スポーツ少年団活動支援交付金（以下「交付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付金の交付の対象者は、当該年度に山口市スポーツ少年団に所属する単位団とする。

(交付対象経費)

第3条 交付金の対象となる経費は、別に定める。（別表1）

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、団員1人当たり200円とし、単位団の登録団員数に乗じて得た額を上限に、予算の範囲内で定める。

2 前項で定める各単位団の登録団員数は、日本スポーツ少年団登録システムに前年度末までに登録が完了している数を基準とする。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする単位団は、山口市スポーツ少年団活動支援交付金交付申請書兼請求書（様式1号）を、山口市スポーツ少年団本部長（以下「本部長」）へ提出し、前条で規定した額の範囲内で交付請求をしなければならない。

(交付決定)

第6条 本部長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付することが適当であると認めるときは、交付金の交付を決定する。

(支払い)

第7条 交付金は、山口市スポーツ少年団本部（山口市教育委員会社会教育課）での窓口払い、または口座振込により支払うものとする。

2 交付金の支払期間は、申請書を提出した年の7月1日から9月30日までとする。

(実績報告)

第8条 各単位団は、交付の決定を受けた年度の2月末日までに、実績報告書（様式2号）を本部長に提出しなければならない。

2 本部長は、前項の実績報告書により交付金額を超えた実績がないと認められた場合は、当該単位団に対し返還請求を命ずることができる。

(交付決定の取り消し)

第9条 本部長は、交付金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付金を団の会計規程以外の用途に使用したと認められたとき。
- (3) 団員及び指導者の登録に虚偽があると認められたとき。

(交付金の返還)

第10条 本部長は、前条の規定により交付金の決定取り消しを行った場合、当該単位団に対し期限を定めて交付金の全額または一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

別表1

(第3条 交付対象経費)

交付対象経費は、以下のものに限ることとする。

項目	内容
報償費	教室・講演会・検査等の開催に必要な講師等への謝金等 団主催大会での審判への謝金等
旅費	団員の大会参加に係る宿泊費・交通費等 研修会等の開催に係る講師の交通費
需用費	事務用消耗品 競技用品等（団活動に必要なものに限る） 熱中症対策用品（クーラーボックス・アイスパッド・スポーツドリンク・簡易テント等） 救急用品 ストレッチ類 その他（拡声器・メガホン・ホイッスル・ラインテープ・コートブラシ・モップ・石灰・ラインカー） 団員募集チラシ
役務費	参加者・運営係員等を対象とする傷害保険料等 大会参加料
使用料及び賃借料	会場使用料や諸物品のレンタル料等